

～農地中間管理機構を介した農地の貸し借りをされませんか～

“法改正により令和5年度から農業経営基盤強化促進法における相対の農地貸借の取扱いができなくなっています。”

～農地中間管理機構とは～

農地中間管理機構として、熊本県から指定を受けた熊本県農業公社が、農地を貸したい方（出し手）と借りたい方（受け手）の間に入って、農地の貸借をお手伝いします。市町村や農業委員会、JAの協力のもと機構が農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けていきます。

< 農地中間管理事業を利用するメリット >

①出し手が次の代に変わっても安心して耕作できるか不安

⇒出し手が子供の代になった時も、契約は引き続き有効ですので、受け手は契約期間中は変わらずに耕作できます。

②出し手が多数になり契約や賃借料の支払いなどの事務が煩雑なので何とかしたい

⇒賃借料の支払いは機構に一本化され、機構がそれぞれの出し手へ振り分けて支払うため、受け手の賃借料支払い事務は不要になります。（振込手数料は不要です）

③借りている農地の利用権を交換して、できるだけ農地をまとめたいが契約が個々のため調整が難しい。

⇒担い手農家間の利用権の交換などにより、農地をまとめることが機構の最も大切な業務です。受け手同士の意見調整などは、機構や市町村などの関係機関が連携して支援します。

問合せ先：熊本県農業公社（096-213-1234）、熊本市農業委員会（事務局：096-328-2781
西南分室：096-329-1179 富合・城南分室：0964-28-3211 北区分室：096-272-6908）
熊本市農業振興課（室）（東農業振興室：096-367-9137 南農業振興室：0964-28-3115
西南部農業振興課：096-329-1158 北東部農業振興課：096-272-1117）

～農地中間管理機構を介した農地の貸し借りをされませんか～

“法改正により令和5年度から農業経営基盤強化促進法における相対の農地貸借の取扱ができなくなっています。”

～農地中間管理機構とは～

農地中間管理機構として、熊本県から指定を受けた熊本県農業公社が、農地を貸したい方（出し手）と借りたい方（受け手）の間に入って、農地の貸借をお手伝いします。市町村や農業委員会、JAの協力のもと機構が農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けていきます。

< 農地中間管理事業を利用するメリット >

①今の受け手に耕作してもらいたいけど、誰が借りるかわからないのが不安。

⇒現在、耕作している受け手がいれば、その受け手が優先的に借りられます。誰も耕作しなければ、機構が関係機関協力のもと、受け手を探しマッチングします。

②農地をまとめて貸したいが、複数の人との契約や賃料(地代)の管理が煩雑。

⇒機構に一括して貸し付ければ、機構からそれぞれに配分することができます。賃料は機構から毎年定期的に受け取ることができます。
(口座振込)

③一度貸し付けたら戻ってこないのではないかと不安。

⇒契約期間満了後には確実に戻ってきます。（更新も可能です）契約期間満了前でも、受け手との間で合意ができれば解約することができます。